三、日本もち㈱に対する件

平成五年（排）第二号

排除命令

埼玉県越谷市蒲生旭町三番四号
日本もち株式会社
右代表者　代表取締役　佐々巳代治

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　日本もち株式会社は、今後、原材料にもちとうもろこしでん粉を混入した包装もちを販売する場合には、当該商品にもちとうもろこしでん粉が混入されていないものと一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

二　同社は、一般消費者の誤認を排除するために、同社が平成四年九月から製造販売している「純切りもち」と称する包装もちの包装袋に「もち米一〇〇％」等と表示しているが、実際には、当該商品にもちとうもろこしでん粉が混入されたものがある旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

三　同社は、前項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならな

い。

事　　実

一　日本もち株式会社（以下「日本もち」という。）は、肩書地に本店を置き、包装もち等の製造販売業を営む事業者である。

日本もちは、「純切りもち」と称する一キログラム入りの包装もちを昭和六〇年ごろから製造し、卸売業者等を通じて、主に関東及び東北の地域の一般消費者に販売している。

二　日本もちは、平成四年九月から製造した前記商品の包装袋（別添写し）に「もち米一〇〇％」及び「原材料名　もち米」と記載し、あたかも、当該商品がもち米のみを原材料として製造されたもちであるかのように表示している。

三　しかるに、前記商品の中には、もちとうもろこしでん粉（もちとうもろこしを原材料としたでん粉をいう。）が混入されているものがあり、これは、もち米のみを原材料として製造されたものではない。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、日本もちは、前記の商品の品質について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしているものであって、かかる行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成五年二月二五日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　小粥正巳
委員　宇賀道郎
委員　佐藤謙一
委員　股野景親
委員　植木邦之

別添写し

（表）

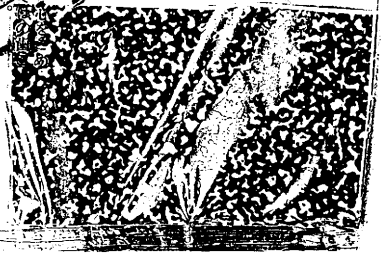
純 切りもち

日用もち

もち米100%

厳選されたもち米を使用し、てついた生のもちです。生でたえと味をお楽しみください。

1kg



（裏）

純 切りもち

もち米100%



最適されてもち米を使用して、弊社の長年の経験と技術を近代設備で「搗張」した「切りつき餅」の味と風味をご賞味下さい。

【ご注意】本品は「なまもの」の為、賞味期間を過ぎてのものやひび割れ・お召し上がりください。又、開封されましたら直ぐにつきたてのおいしさを保つ為ありますのでお早めに入れるなど保管に御注意下さい。

原材料名	もち米、醸造酢(タピオカ原料)、ワケン風
賞味期限	包上枠外に記載
保存方法	常温、冬場の暖所をさけて下さい。
使用上の注意	開封後は、お早めにお召し上がり下さい。
製造者	日本もち株式会社 〒一四 東京都(〇〇〇)八五七一八六〇代

4 904086 920305

図1